

厚生労働省 教育訓練給付制度について【概要】

制度

一般教育訓練制度では、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講し修了した場合、本人自らが教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額（上限10万円）を支給

全日本建築士会の一般教育訓練給付制度指定講座次

の8つの講座が対象です。

- | | | |
|---|-------|-------------------|
| ① | 一級建築士 | 設計製図徹底合格力養成講座（通学） |
| ② | 二級建築士 | 設計製図徹底合格力養成講座（通学） |
| ③ | 一級建築士 | 長期設計製図講座（通学） |
| ④ | 一級建築士 | 長期設計製図講座（通信） |
| ⑤ | 一級建築士 | 長期設計製図講座（通信通学 併用） |
| ⑥ | 二級建築士 | 長期設計製図講座（通学） |
| ⑦ | 二級建築士 | 長期設計製図講座（通信） |
| ⑧ | 二級建築士 | 長期設計製図講座（通信通学 併用） |

修了認定基準

[通学講座の場合]

- 出席率：全課程の70%以上
- 修了認定試験：模擬試験の正解率60%以上

[通信講座の場合]

- 添削課題をすべて期間内に提出し、かつ模擬試験の正解率60%以上

支給手続

申請手続きは本人が行います。下記の書類を本人の居住地を管轄するハローワークに提出してください。受講終了日の翌日から起算して一か月以内です。

(必要書類)

- | | |
|--------------|---|
| ①教育訓練修了証明書 | 当校より発行 |
| ②教育訓練経費領収書 | 当校より発行 |
| ③教育訓練給付支給申請書 | 受講者本人が必要事項を記入し提出 |
| ④雇用保険被保険者証 | 雇用保険受給資格者証でも可能（コピー可） |
| ⑤公的証明書 | 本人氏名・本人住所が証明できるもの
(運転免許証・住民票の写し・保険証など) |

詳しくは以下をご参照ください。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">* すべての受講者が支給を受けられるものではありません。* ご利用を希望される方は、<u>講座のお問い合わせ、申込み時にあらかじめ申し出ください。</u>* なお支給要件の詳細については、ハローワークにてご確認ください。 |
|--|